

株 主 各 位

石川県白山市福留町370番地
株式会社ウイルコホールディングス
代表取締役社長 若 林 圭太郎

第44回定時株主総会招集ご通知

拝啓 平素は格別のご高配を賜り厚くお礼申し上げます。

さて、当社第44回定時株主総会を下記のとおり開催いたしますので、ご通知申し上げます。

なお、当日のご出席に代えて、書面によって議決権を行使することができますので、後記の「株主総会参考書類」をご検討のうえ、同封の議決権行使書用紙に議案に対する賛否をご表示いただき、2023年1月25日（水曜日）午後6時までに到達するようにご返送くださいますようお願い申し上げます。

新型コロナウイルスの感染が収束していない状況を鑑み、感染拡大防止と株主様の感染リスク回避の観点から、本株主総会につきましては、極力、書面により事前の議決権行使をいただき、株主総会当日のご来場をお控えいただくことをご検討くださいますようお願い申し上げます。

敬 具

記

1. 日 時 2023年1月26日（木曜日） 午前10時
(受付開始時刻：午前9時)
2. 場 所 石川県白山市宮永新町400番地
株式会社ウイルコホールディングス 研修センター 3階
3. 目的事項
報告事項
 1. 第44期（自 2021年11月1日 至 2022年10月31日）
事業報告、連結計算書類並びに会計監査人及び監査等委員会の連結計算書類監査結果報告の件
 2. 第44期（自 2021年11月1日 至 2022年10月31日）
計算書類報告の件

決議事項

- 第1号議案 剰余金の処分の件
- 第2号議案 定款一部変更の件
- 第3号議案 取締役（監査等委員である取締役を除く。）7名選任の件
- 第4号議案 監査等委員である取締役3名選任の件
- 第5号議案 補欠の監査等委員である取締役1名選任の件

以 上

- ◎当日ご出席の際は、お手数ながら同封の議決権行使書用紙を会場受付にご提出ください。
また、資源節約のため、本招集ご通知をご持参くださいますようお願い申し上げます。
- ◎本招集ご通知に際して提供すべき書類のうち、連結計算書類の「連結株主資本等変動計算書」及び「連結注記表」並びに計算書類の「株主資本等変動計算書」及び「個別注記表」につきましては、法令及び当社定款第13条の定めに基づき、インターネット上の当社ウェブサイト (<https://www.wellco-corp.com/ir/>) に掲載しておりますので、本招集ご通知の添付書類には記載しておりません。なお、本招集ご通知の添付書類に記載しております連結計算書類及び計算書類は、会計監査人及び監査等委員会が会計監査報告及び監査報告の作成に際して監査した連結計算書類及び計算書類の一部であります。
- ◎株主総会参考書類、事業報告、連結計算書類及び計算書類に修正が生じた場合は、インターネット上の当社ウェブサイト (<https://www.wellco-corp.com/ir/>) に掲載させていただきます。

【新型コロナウイルス感染拡大防止への対応について】

- ・本株主総会につきましては、極力、書面により事前の議決権行使をいただき、株主総会当日のご来場をお控えいただくことをご検討くださいますようお願い申し上げます。
- ・会場の座席は従来よりも間隔をあけた配置を予定しております。十分な座席が確保できず入場を制限させていただく場合がございますので、予めご了承ください。
- ・当日ご出席される株主様におかれましては、マスクの持参・着用をお願い申し上げます。会場受付付近に株主様のためのアルコール消毒液をご用意いたしますのでご使用ください。
- ・当日は会場入口付近で検温をさせていただき、発熱があると認められる方、体調不良と思われる方は、入場をお断りし、お帰りいただく場合がございますので、予めご了承ください。
- ・本株主総会の出席役員および運営スタッフは、検温を含め体調を確認のうえ、マスク着用で対応させていただきます。
- ・感染予防措置として、株主総会当日にお配りしておりましたお土産は取り止めさせていただきます。何卒ご理解くださいますようお願い申し上げます。
- ・今後の状況により本株主総会の運営に大きな変更が生じる場合は、当社ウェブサイト (<https://www.wellco-corp.com/ir/>)にてお知らせいたします。

事業報告

(自 2021年11月1日)
至 2022年10月31日)

1. 企業集団の現況に関する事項

(1) 事業の経過及びその成果

全般的概況

当連結会計年度（2021年11月1日～2022年10月31日）における我が国経済は、2022年7-9月期のGDP成長率が、前期比で実質 $\Delta 0.2\%$ （年率換算 $\Delta 0.8\%$ ）と2四半期ぶりのマイナス成長となりました。国内においては、新型コロナウイルスの水際対策が緩和され、ウィズコロナの新たな段階に移行してはいるものの、第8波到来への懸念が高まりつつあります。また、ウクライナ情勢の長期化によるエネルギーや穀物価格の高騰及び円安の進行による物価上昇等により、景気の先行きが懸念される状況となっております。

このような環境の中、情報・印刷事業におきましては、デジタル印刷は、ECサイト経由の受注が増加していることもあり堅調に推移しました。一方、チラシやフリーペーパーの印刷は、人流抑制策の緩和によって各種イベントや観光需要は回復傾向となったものの、広告宣伝媒体のネット移行が進んだ影響により受注が減少したため、セグメント売上高は82億6千9百万円（前年同期比11.2%減）となりました。利益面においては、販売価格の見直しや人件費を含む経費削減及び多能工化による生産効率の向上を図りましたが、用紙代等の上昇、電気料金の高騰等によるコスト増を完全にカバーするには至らず、セグメント利益は4億4百万円（前年同期比39.6%減）となりました。今後は、ECサイトの充実及び拡大にさらに取り組み、デジタル印刷の受注拡大を図るとともに、オフセット印刷とデジタル印刷の最適組み合わせにより顧客における印刷物の廃棄ロスの最小化を図った実績の紹介を展開し、顧客におけるSDGs活動を積極的にサポートしていきます。また、顧客の販促活動を紙媒体のみならずHP作成支援等を総合的にサポートできる営業体制の構築を図るとともに、製造コストの削減を進め、収益拡大を目指してまいります。

知育事業につきましては、新型コロナウイルス感染防止関連商品の需要が一巡したことにより同商品の売上高は減少しましたが、新たに投入した商品が動き始めたこと及び出版事業において刊行した書籍が課題図書に選定されたこと等が売上高及び利益に寄与しました。コスト面では売上原価の低減に努め利益率の向上を図り、更に広告宣伝費、物流費及び人件費等の見直しにより、販売費及び一般管理費を削減した結果、セグメント売上高は9億7千6百万円（前年同期比23.8%減）、セグメント利益は6百万円（前年同期は2千9百万円の損失）となりました。

なお、当連結会計年度より「メディア事業」のセグメント区分を廃止しております。これは、前連結会計年度において、当社の連結子会社であった株式会社関西ぽど及び株式会社アクティの全株式を譲渡し、同事業から撤退したことによるものです。これにより、当連結会計年度より「情報・印刷事業」と「知育事業」の2つのセグメント区分になっております。(前連結会計年度の「メディア事業」のセグメント売上高は3億3千4百万円、セグメント利益は1千万円の損失でした。)

また、7月1日付で笹岡薬品通販株式会社の株式を取得し連結子会社化したことに伴い、当連結会計年度より報告セグメントに含まれない事業セグメント「その他」を追加しておりますが、連結業績への貢献はこれからとなります。当該株式取得に伴いのれんが1千1百万円発生致しましたが、当連結会計年度において一括償却したため、翌期以降のセグメント損益への負担はありません。その他セグメントの売上高は9百万円、セグメント利益は2千4百万円の損失となりました。

以上の結果、当連結会計年度の売上高は90億3千3百万円(前年同期比15.4%減)、営業利益は6千2百万円(前年同期比80.1%減)となり、持分法による投資利益及びものづくり補助金により、経常利益は1億3千2百万円(前年同期比57.9%減)、親会社株主に帰属する当期純利益は1億1千3百万円(前年同期比57.4%減)となりました。

(2) 設備投資等の状況

当連結会計年度において実施いたしました設備投資の総額は1億1千1百万円であります。

このうち主なものは、情報・印刷事業に係る生産効率向上のための印刷設備6千3百万円であります。

(3) 資金調達の状況

当連結会計年度の所要資金につきましては、借入金及びリース契約によって賄っております。

(4) 対処すべき課題

当社グループをとりまく環境は、主力の情報・印刷事業においては、広告手段が紙からネットへと重みを移していくなか、新型コロナウイルスの影響により、集客を中心とするイベントの見合わせ等により、紙媒体広告が継続的に減少する一方、印刷用紙の継続的値上げ、電力費、ガス価格の高騰の影響を大きく受け、非常に厳しい経営環境が続いております。しかし、マイクロでは、デジタル印刷の需要は伸びております。一部では、従来のオフセット印刷をデジタル印刷に変更することにより、お客様における廃棄ロスを減らし、コスト削減及びSDGs（つくる責任、つかう責任）にも貢献するという実績を一部では上げております。当社は、ハイエンドのデジタル印刷機を先行投資としていち早く導入しましたが、堅調な伸びを示すECサイト経由のデジタル印刷受注の強化を図るため、ECサイトの一層の充実及びより効果的なECサイトの告知を進めてまいります。また、当社は、情報・印刷事業のミッションは「お客様の販売促進のお役に立つ製品を提供する」というところにあると捉えています。以前から、より高いレスポンスが期待できる新形態のダイレクトメール（DM）や、簡単に個人情報保護ができる印刷物などを案出してきました。しかしながら、インターネット広告が増加する現在では、紙媒体広告のみならずネット広告運用についても助言できる機能や、ネット広告で急成長する企業に対するコールセンター機能の提供など販売促進の分野においては、新しいファンクションが求められています。これらのニーズに対応していくために、パートナー企業とのコラボレーションを図りながら新しいサービスを創出し、顧客の販促活動を紙媒体も含めHP作成支援等を総合的にサポートする営業活動を広げてまいります。また、当社の誇るインライン・フィニッシング加工技術（印刷＋折加工＋抜き＋糊付け）を更に進化させ、新商品開発とコスト削減を強化してまいります。

知育事業におきましては、新規顧客の獲得を優先的に行っていきます。そのために新製品及びサービスの開拓を速やかに行える体制を整えるとともに、新しい販売ルートの開拓も行っております。同時にシステムを強化し、物流及び管理部門の効率化を図り、引き続き経費削減に注力してまいります。

その他事業におきましては、取扱い商品や販売チャネルの拡充を図り新規顧客の獲得及び定期顧客継続率の向上を図りつつ、受注コストの低減策を講じてまいります。

更にグループシナジーを最大限に発揮するために紙媒体による告知効果、形態別ダイレクトメール（DM）のレスポンス、DMとコールセンター併用の費用対効果等を自ら検証し、それらの情報をお取引先様に還元することにより、従来以上にレスポンスの高い印刷物を提案し、告知からアフターフォローまでのサービスを顧客に提供できるオールインワンマーケティングカンパニーを目指してまいります。

(5) 財産及び損益の状況の推移

区 分	第41期 (2019年10月期)	第42期 (2020年10月期)	第43期 (2021年10月期)	第44期 (当連結会計年度 (2022年10月期))
売 上 高 (百万円)	15,694	11,943	10,676	9,033
経常利益又は経常損失 (△) (百万円)	△466	△110	313	132
親会社株主に帰属する当期純利益又は 親会社株主に帰属する当期純損失 (△) (百万円)	△545	△28	266	113
1株当たり当期純利益又は 1株当たり当期純損失 (△) (円・銭)	△22円16銭	△1円16銭	10円84銭	4円61銭
総 資 産 (百万円)	15,685	13,727	12,858	12,537
純 資 産 (百万円)	5,522	5,565	5,754	5,999

(6) 重要な子会社の状況

会 社 名	資 本 金	議決権比率	主 要 な 事 業 内 容
(株)ウイル・コーポレーション	50百万円	100.00%	商業印刷物、ラベル・シールの製造販売
鈴木出版(株)	66百万円	100.00%	図書の出版並びに販売、教材の製作及び販売

(7) 主要な事業内容

当社グループは、情報・印刷事業、知育事業及びその他事業を行っており、主に(株)ウイル・コーポレーションが情報・印刷事業（宣伝印刷物、ダイレクトメール、セールスプロモーション用品等の商業印刷物及びライナーレスラベル・シールの製造販売等）を、鈴木出版(株)が知育事業（図書の出版並びに販売、教材の製作及び販売等）を、笹岡薬品通販(株)がその他事業（美容食品、健康補助食品等の通信販売）を行っております。

(8) 主要な営業所及び工場

① 当社

名 称	所 在 地
本 社	石川県白山市福留町370番地
東京事務所	東京都千代田区神田神保町三丁目5番地

② 重要な子会社

名 称	事業所（所在地）	
株式会社ウイル・コーポレーション	本 社（石川県白山市）	
	営 業 所	東京営業部（東京都千代田区）
		関西支店（大阪市西区）
		石川営業所（石川県白山市）
		富山営業所（富山県富山市）
		福井営業所（福井県福井市）
		名古屋営業所（名古屋市中区）
		九州営業所（福岡市中央区）
	工 場	北國工場（石川県白山市）
		ダイレクト・マーケティング工場（石川県白山市）
		関東工場（千葉県香取郡）
京都工場（京都府相楽郡）		
鈴木出版株式会社	本 社（東京都千代田区）	
	営 業 所	東京営業所（東京都荒川区）
		埼玉営業所（さいたま市見沼区）
		関西支社（大阪府豊中市）

(9) 従業員の状況

区 分	従 業 員 数	前連結会計年度末比 増 減 数	平 均 年 齢	平均勤続年数
情報・印刷事業	255 (83)名	△40 (△27)名	44.0歳	16.2年
知 育 事 業	31 (2)名	△4 (△1)名	46.3歳	11.6年
そ の 他	— (—)名	— (—)名	—歳	—年
全 社 (共 通)	23 (1)名	△1 (△1)名	46.2歳	12.2年
合計又は平均	309 (86)名	△45 (△29)名	44.3歳	15.4年

- (注) 1. 従業員数は、就業人員数（当社グループからグループ外への出向者を除き、グループ外から当社グループへの出向者を含む。）であります。
2. 従業員数欄の（外書）は、臨時従業員（パートタイマー、人材会社からの派遣社員を含む。）の年間の平均人員であります。
3. 全社（共通）として記載されている従業員数は、持株会社である当社の従業員数であります。

(10) 主要な借入先

借 入 先	借 入 額
株 式 会 社 北 國 銀 行	1,298
株 式 会 社 り そ な 銀 行	300
株 式 会 社 北 陸 銀 行	259
株 式 会 社 み ず ほ 銀 行	251
株 式 会 社 富 山 第 一 銀 行	140
株 式 会 社 三 菱 U F J 銀 行	50

2. 会社の株式に関する事項

- (1) 発行可能株式総数 76,600,000株
 (2) 発行済株式の総数 24,650,800株 (自己株式52,690株を含む。)
 (3) 株 主 数 3,110名 (前期末比422名減)
 (4) 大 株 主 (上位10位)

株 主 名	持 株 数	持 株 比 率
有 限 会 社 わ か さ 屋	9,830,000株	39.96%
若 林 裕 紀 子	1,220,000	4.95
株 式 会 社 日 本 創 発 グ ル ー プ	1,200,000	4.87
ウ イ ル コ 役 員 持 株 会	1,099,600	4.47
株 式 会 社 桂 紙 業	1,000,000	4.06
大 日 精 化 工 業 株 式 会 社	960,000	3.90
株 式 会 社 北 國 銀 行	720,000	2.92
大 和 輸 送 株 式 会 社	504,000	2.04
株 式 会 社 タ ナ ッ ク ス	388,000	1.57
若 林 和 芳	300,160	1.22

(注) 持株比率は自己株式 (52,690株) を控除して計算し、表示単位未満を切捨てて表示しております。

3. 会社役員に関する事項

(1) 取締役の氏名等

地 位	氏 名	担当及び重要な兼職の状況
代表取締役会長	若 林 裕紀子	(株)ウイル・コーポレーション 代表取締役CEO
代表取締役社長	若 林 圭太郎	(株)ウイル・コーポレーション代表取締役社長COO 鈴木出版(株) 取締役
取 締 役	大 槻 健	(株)ウイル・コーポレーション 専務取締役 鈴木出版(株) 監査役
取 締 役	西 村 保 彦	(株)ウイル・コーポレーション 専務取締役 鈴木出版(株) 代表取締役社長
取 締 役	若 林 和 芳	(株)ウイル・コーポレーション 取締役会長 鈴木出版(株) 取締役
取 締 役	金 井 行 雄	
取 締 役	野 間 自 子	三宅坂総合法律事務所 パートナー (株)伊予銀行 取締役・監査等委員 (社外取締役) (株)エイジス 社外取締役 アクシスコンサルティング(株) 取締役・監査等委員 (社外取締役)
取 締 役 (常勤監査等委員)	見 山 英 雄	(株)ウイル・コーポレーション 監査役
取 締 役 (監 査 等 委 員)	織 田 健 治	
取 締 役 (監 査 等 委 員)	柳谷内 健 一	柳谷内健一税理士事務所 (株)ビーイングホールディングス 社外監査役

- (注) 1. 取締役 金井行雄氏、野間自子氏、織田健治氏及び柳谷内健一氏は、社外取締役であります。
2. 監査等委員 織田健治氏は、株式会社東京証券取引所の定める独立役員であります。
3. 監査等委員 柳谷内健一氏は、株式会社東京証券取引所の定める独立役員であります。また、税理士の資格を有しており、財務及び会計に関する相当程度の知見を有するものであります。
4. 監査等委員会の監査・監督機能を強化するため、取締役（監査等委員を除く）からの情報収集及び重要な社内会議における情報共有並びに内部監査部門と監査等委員会との十分な連携を可能とすべく、見山英雄氏を常勤監査等委員として選定しております。

(2) 役員等賠償責任保険契約の内容の概要

当社は、会社法第430条の3第1項に規定する役員等賠償責任保険契約を保険会社との間で締結し、被保険者である役員・執行役員がその職務の執行に関し責任を負うこと、又は当該責任の追及に係る請求を受けることによって生ずることのある損害について、当該保険契約により補填することとしております。

補償対象としている保険事故の概要は次のとおりであります。

- ・会社の役員等としての業務につき行った行為または不作為に起因して、保険期間中に株主または第三者から損害賠償請求された場合に、それによって被保険者である役員等が被る被害（法律上の損害賠償金、争訟費用等）を補償対象としております。

- ・このほか、現に損害賠償請求がなされていなくても、損害賠償請求がなされるおそれがある状況が発生した場合に、被保険者である役員等がそれらに対応するために要する費用も補償対象としております。

当該保険契約の被保険者は、当社及び当社の子会社である㈱ウイル・コーポレーション、㈱日本特殊加工印刷、鈴木出版㈱、笹岡薬品通販㈱の役員・執行役員であり、その保険料は、資産合計金額に占める各社の資産金額の割合にて按分負担しております。

(3) 取締役の報酬等

1) 取締役の報酬等の総額等

役員区分	報酬等の 総額 (千円)	報酬等の種類別の総額(千円)			対象となる 役員の員数 (人)
		固定報酬	業績連動 報酬等	退職慰労金	
取締役（監査等委員を除く） （うち社外取締役）	40,560 (5,310)	40,560 (5,310)	－ (－)	－ (－)	6 (2)
取締役（監査等委員） （うち社外取締役）	8,880 (4,320)	8,880 (4,320)	－ (－)	－ (－)	3 (2)
合計 （うち社外取締役）	49,440 (9,630)	49,440 (9,630)	－ (－)	－ (－)	9 (4)

- (注) 1. 取締役（監査等委員を除く）の報酬限度額は、2017年1月26日開催の定時株主総会において、年額200百万円以内（うち社外取締役分は年額30百万円以内）と決議いただいております。当該株主総会終結時点の取締役員数は、6名（うち社外取締役は2名）であります。
2. 監査等委員である取締役の報酬限度額は、2017年1月26日開催の定時株主総会において年額30百万円以内と決議いただいております。当該株主総会終結時点の監査等委員である取締役員数は、3名であります。
3. 期末現在の人員数は取締役7名、監査等委員である取締役3名であります。上記の支給人員との相違は、無報酬の取締役が1名存在していることによるものであります。

2) 取締役の個人別の報酬等の内容に係る決定方針に関する事項

当社は、2021年1月28日開催の取締役会において、取締役の個別の報酬等の内容に係る決定方針を決議しております。

取締役の報酬等については、監査等委員である取締役とそれ以外の取締役とを区別して、株主総会で承認された取締役報酬等の限度内において算定し、各取締役（監査等委員である取締役を除く。）の報酬については取締役会で、監査等委員である取締役の報酬については監査等委員である取締役の協議で、各取締役の担当する職務、責任、業績、貢献度等を基準に総合的に勘案し決定しております。

3) 取締役の個人別の報酬等の内容の決定に係る委任に関する事項

当社の各取締役の報酬額については、取締役会において代表取締役会長である若林裕紀子に一任する旨を決議しており、同氏は、各取締役の個人別の報酬等の額について決定する権限を有しております。その決定権限を委任する理由は、当社全体の業績等を総合的・俯瞰的に見ながら各取締役の担当領域や職責の評価を行うには、代表取締役会長が最も適していると判断したためであります。

なお、取締役の個人別の報酬額については、代表取締役会長が決定した額が取締役会で決議された決定方針と整合しているかを担当の社外取締役が確認していることから、取締役会としては、その内容が当該方針に沿うものであると判断しております。

(4) 社外役員に関する事項

1) 当社での主な活動状況

区 分	氏 名	重要な兼職先と当社の関係	当社での主な活動状況
取 締 役	金 井 行 雄		取締役会16回中15回に出席し、金融機関の経営者としての経験・見地から発言を行っております。
取 締 役	野 間 自 子	三宅坂総合法律事務所、(株)伊予銀行、(株)エイジス、アクシスコンサルティング(株)と当社の間取引関係はありません。	就任後開催の取締役会13回中13回に出席し、弁護士として専門の見地から発言を行っております。
取 締 役 (監査等委員)	織 田 健 治		取締役会16回中16回、監査等委員会は16回全てに出席し、金融機関、証券印刷会社での豊富な企業実務の知識と経験から発言を行っております。
取 締 役 (監査等委員)	柳 谷 内 健 一	柳谷内健一税理士事務所(株)ビーイングホールディングスと当社の間取引関係はありません。	取締役会16回中15回、監査等委員会は16回中15回に出席し、主に税理士としての専門の見地から発言を行っております。

2) 責任限定契約の内容の概要

当社は、社外取締役との間で、会社法第423条第1項の損害賠償責任について、その職務を行うにつき善意でかつ重大な過失がないときは、会社法第425条第1項に定める最低限度額を限度として、損害賠償責任を負うものとする契約を締結しております。

4. 会計監査人の状況

(1) 会計監査人の名称

仰星監査法人

(2) 報酬等の額

当事業年度に係る会計監査人の報酬等の額	23百万円
当社及び当社子会社が会計監査人に支払うべき金銭その他の財産上の利益の合計額	23百万円

(注) 1. 当社と会計監査人との間の監査契約において、会社法に基づく監査と金融商品取引法に基づく監査の監査報酬等の額を明確に区分しておらず、実質的にも区分できませんので、当事業年度に係る報酬等の額にはこれらの合計額を記載しております。

2. 監査等委員会は、会計監査人の報酬額につき会計監査の職務遂行状況及び見積りの算出根拠が当社の事業規模及び事業内容に対して適切であるかどうか検討を行ったうえで、会社法第399条第1項の同意を行っております。

(3) 会計監査人の解任又は不再任の決定の方針

監査等委員会は、会計監査人が職務上の義務に違反し、または職務を怠り、もしくは会計監査人としてふさわしくない非行があり、当社の会計監査人であることにつき当社にとって重大な支障がある場合には、会計監査人の解任または不再任に関する議案を決定し、取締役会は、当該決定に基づき当該議案を株主総会に提出いたします。

また、監査等委員会は、会計監査人が会社法第340条第1項各号のいずれかに該当すると認められる場合には、監査等委員全員の同意により会計監査人を解任いたします。この場合、監査等委員会が選定した監査等委員は、解任後最初に招集される株主総会におきまして、会計監査人を解任した旨及びその理由を報告いたします。

5. 会社の体制及び方針

(1) 業務の適正を確保するための体制及び運用状況

取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制、その他会社の業務の適正を確保するための体制及び運用状況の概要は以下のとおりであります。

1) 取締役の職務の執行に係る情報の保存・管理に関する体制

当社およびグループ各社は、各社が定める『文書管理規程』に従い、取締役の職務執行に係る情報を文書（電磁的媒体を含む）に記録、適切に保存および管理（廃棄を含む）を実施し、必要に応じて運用状況の検証および規程の見直し等を行う。

2) 当社企業グループの損失の危険の管理に関する規程その他の体制

- ① 当社は、「内部統制委員会」を設置し、グループ全体のリスク情報を統括管理する。
- ② 当社およびグループ各社は、個社毎に自社のリスクの洗い出しを行い、そのリスクの軽減に取り組む。
- ③ 当社は、内部統制委員会委員長が内部監査員を任命し、当社およびグループ各社におけるリスク管理の状況を確認し、内部統制委員会に報告する。
- ④ 当社およびグループ各社は、不測の事態が発生した場合には、当社の代表取締役社長を本部長とする「緊急対策本部」を設置し、損害および被害の拡大を防止しこれを最小限に止めるとともに、再発防止をはかる。

3) 当社企業グループの取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制

- ① 当社は、『取締役会規程』・『組織規程』および『職務権限規程』により、取締役の職務権限および取締役会への付議基準等を明確化するとともに、意思決定の効率性と妥当性を高める体制を整備する。
- ② 当社は、社内の役員会議を週1回以上開催し、取締役会への付議事項について十分な事前検討を行う。また、グループ各社および連結業績等に係る報告、意見交換等を行うことにより意思決定の迅速化と効率化をはかるとともに、当社およびグループ各社の業務執行の状況を確認する。
- ③ 当社は、『内部通報制度運営規程』を制定し、当社およびグループ各社のコンプライアンス違反について通報相談を受付ける内部通報制度を構築し、コンプライアンスに抵触する事態または可能性が発生した場合には、コンプライアンス委員会より内部統制委員会を通じて取締役会・監査等委員会に報告される体制を構築するとともに、内部通報を行った者に対して、不利益となる解雇を含むいかなる措置も行わないよう保護する。

- ④ 当社は、意思決定の迅速化および業務執行の監督機能を高めるため、適正な業務区分と権限委譲を行い、内部監査員は、各職位の業務執行が適正かつ効率のであることを確認し、内部統制委員会に報告する。
- 4) 当社企業グループの取締役・使用人の職務の執行が法令および定款に適合することを確保するための体制
- ① 当社およびグループ各社の取締役および社員は、『ウイルコ・グループ行動規範』にもとづき法令および定款を遵守して職務を執行する。
- ② 当社は、内部統制委員会の下部組織として「コンプライアンス委員会」を設置し、当社およびグループ各社のコンプライアンスを統括管理する。
- ③ 当社は、当社およびグループ各社のコンプライアンス違反について通報相談を受付ける内部通報制度を構築し、通報者の保護を徹底するとともに、コンプライアンスに抵触する事態または可能性が発生した場合には、コンプライアンス委員会より内部統制委員会を通じて取締役会・監査等委員会に報告される体制を構築する。
- ④ 内部監査員は、法令および定款の遵守状況を確認し、内部統制委員会に報告する。
- ⑤ 当社およびグループ各社は、『ウイルコ・グループ行動規範』に基づき、反社会的勢力と一切の関係を持たず、不当な要求に対しては断固拒否する。反社会的勢力の排除に向けて、当社の総務部門をグループ統括対応部門とし、警察・弁護士等の外部専門機関と連携を図り、組織的に対応する体制を整備する。
- 5) 当社企業グループにおける業務の適正を確保するための体制
- ① 当社およびグループ各社は、経営理念および『ウイルコ・グループ行動規範』をグループとして共有し、グループ内の経営資源を最大限に活用し、グループ全体の企業価値の最大化を図る。
- ② 適正なグループ経営を推進するため『関係会社管理規程』を定め、グループ各社の自主性を尊重しつつ、重要事項については、当社も関与しグループ経営の適正な運営を確保する。
- ③ 内部監査員は、必要に応じ、グループ各社の業務執行状況のモニタリングを実施し、その結果を内部統制委員会に報告する。
- 6) 監査等委員会の職務を補助すべき使用人に関する事項並びに当該使用人の取締役（監査等委員である取締役を除く。）からの独立性に関する事項及び監査等委員会の当該使用人に対する指示の実効性の確保に関する事項
- ① 監査等委員会は、監査に必要な業務を社員に命ずることができるものとする。
- ② 監査等委員会の職務を補助する社員の任命・異動等については、監査等委員会に事前の同意を得てこれを決定する。

- ③ 当社は、『職務権限規程』の定めにより、監査等委員会より監査業務に必要な命令を受けた社員は、その命令に関し、監査等委員である取締役以外の取締役、従業員の指揮命令を受けない。
- 7) 監査等委員会への報告体制およびその他監査等委員会の監査が実効的に行われることを確保するための体制
- ① 当社およびグループ各社の取締役、社員は、各社に著しい損害を及ぼすおそれのある事実があることを発見した場合、直ちに、各社の監査等委員会および監査役に報告する。
- ② 監査等委員は、重要な意思決定の過程および業務の執行状況を把握するため、取締役会のほか、その他の重要な会議・委員会に出席するとともに、稟議書その他の業務執行に関する重要な文書を閲覧し、必要に応じて取締役または社員にその説明を求める。
- ③ 監査等委員会は、会計監査人・内部統制委員会および子会社の監査役と緊密な連携を保つため、連絡会を開催するなど積極的に情報交換を行い、監査の有効性・効率性を高めるとともに、必要に応じて調査または報告を求める。
- ④ 監査等委員会は、代表取締役社長と会合を持ち監査上の重要課題等についての意見交換を行う。
- ⑤ 当社は、監査等委員会が必要と認めるときは、監査等委員会の監査を支える弁護士、公認会計士、コンサルタントその他の外部アドバイザーを任用するなど必要な監査費用を認める。

上記業務の適正を確保するための体制に関する基本方針に基づく運用状況の概要は、次のとおりであります。

① 法令遵守体制

コンプライアンス委員会を2回開催し、法令及び各種社内規程の遵守状況について、子会社を含めた主要な企業グループ各社の委員より報告を行いました。また、子会社を含めた内部通報制度の整備による通報者保護と不正行為の早期発見及び是正の強化に努めました。

② リスク管理体制

内部統制委員会を2回開催し、企業グループとしてのリスクに関する状況について、子会社を含めた主要な企業グループ各社の委員より報告を行い、企業グループ全体としての情報共有を図りました。

③ 企業グループ経営管理体制

毎月開催の当社定時取締役会にて、担当取締役より企業グループ各社の業績及び営業状況の報告を実施しております。

④ 監査体制

当社常勤監査等委員は、企業グループ各社の取締役会等重要な会議の議事録等の閲覧並びに社内の役員会議への出席を通じて、企業グループ各社の取締役の職務執行を監督しております。また、子会社を含む内部監査員は会計監査人との情報交換を通じて、企業グループ全体の実効的な監査の実現に努めております。

(2) 株式会社の支配に関する基本方針

該当事項はありません。

(3) 剰余金の配当等の決定に関する方針

当社は、事業拡大や経営体質の強化を図るために必要な資金を内部留保しつつ、安定した配当を継続して行うことを基本方針としております。

上記方針に従い、当期の配当につきましては、1株あたり2円を予定しております。なお、次期の配当につきましては、経営環境、業績見通し等を勘案し、引き続き、1株あたり2円を予定しております。

(注) 本事業報告中の記載数字は、金額及び株式数などについては、それぞれ表示単位未満を切り捨て、比率は特に記載のない限り四捨五入によって表示しております。

連結貸借対照表

(2022年10月31日現在)

(単位：百万円)

科 目	金 額	科 目	金 額
(資産の部)		(負債の部)	
流動資産	6,820	流動負債	3,554
現金及び預金	4,522	支払手形及び買掛金	521
受取手形及び売掛金	1,428	電子記録債務	1,428
商品及び製品	445	1年内返済予定の長期借入金	685
仕掛品	95	リース債務	271
原材料及び貯蔵品	209	未払金	402
その他	119	未払法人税等	28
貸倒引当金	△1	賞与引当金	27
		その他の他	189
固定資産	5,716	固定負債	2,983
有形固定資産	4,148	長期借入金	1,613
建物及び構築物	924	リース債務	533
機械装置及び運搬具	337	退職給付に係る負債	367
土地	2,101	繰延税金負債	404
リース資産	742	資産除去債務	12
建設仮勘定	26	その他の他	51
その他	16	負債合計	6,538
無形固定資産	77	(純資産の部)	
その他	77	株主資本	5,568
投資その他の資産	1,490	資本金	1,667
投資有価証券	1,172	資本剰余金	1,758
その他	333	利益剰余金	2,149
貸倒引当金	△16	自己株式	△7
		その他の包括利益累計額	430
		その他有価証券評価差額金	385
		退職給付に係る調整累計額	45
		純資産合計	5,999
資産合計	12,537	負債及び純資産合計	12,537

(注) 記載金額は、百万円未満を切り捨てて表示しております。

連結損益計算書

(自 2021年11月1日
至 2022年10月31日)

(単位：百万円)

科 目	金 額	金 額
売上		9,033
売上原価		7,278
売上総利益		1,754
販売費及び一般管理費		1,691
営業利益		62
営業外収入		
受取利息	1	
受取配当金	25	
受取賃貸料	21	
持分法による投資利益	24	
補助金の収入	31	
その他	24	128
営業外費用		
支払利息	45	
支払手数料	7	
不動産賃貸原価	4	
その他	0	58
経常特別利益		132
固定資産売却益	18	18
特別損失		
固定資産売却損	4	
固定資産除却損	2	
投資有価証券評価損	2	9
税金等調整前当期純利益		141
法人税、住民税及び事業税		28
法人税等調整額		△0
当期純利益		113
親会社株主に帰属する当期純利益		113

(注) 記載金額は、百万円未満を切り捨てて表示しております。

貸借対照表

(2022年10月31日現在)

(単位：百万円)

科 目	金 額	科 目	金 額
(資産の部)		(負債の部)	
流動資産	1,202	流動負債	975
現金及び預金	934	支払手形	0
売掛金	0	電子記録債務	4
前払費用	7	1年内返済予定の長期借入金	663
リース投資資産	205	リース債務	205
その他の	55	未払金	59
貸倒引当金	△0	預り金	1
固定資産	8,044	前受金	0
有形固定資産	2,948	未払法人税等	27
建物	857	賞与引当金	1
構築物	7	その他	12
車両運搬具	0	固定負債	2,400
工具、器具及び備品	8	長期借入金	1,613
土地	2,076	リース債務	272
無形固定資産	1	退職給付引当金	31
その他	1	繰延税金負債	402
投資その他の資産	5,093	その他	79
投資有価証券	1,112	負債合計	3,376
関係会社株式	29	(純資産の部)	
長期未収入金	4,528	株主資本	5,484
リース投資資産	272	資本金	1,667
その他	243	資本剰余金	1,765
貸倒引当金	△1,093	資本準備金	1,765
		利益剰余金	2,058
		利益準備金	53
		その他利益剰余金	2,005
		固定資産圧縮積立金	620
		別途積立金	1,000
		繰越利益剰余金	384
		自己株式	△7
		評価・換算差額等	385
		その他有価証券評価差額金	385
		純資産合計	5,870
資産合計	9,246	負債純資産合計	9,246

(注) 記載金額は、百万円未満を切り捨てて表示しております。

損 益 計 算 書

(自 2021年11月1日
至 2022年10月31日)

(単位：百万円)

科 目	金 額	金 額
売 上 高		577
売 上 原 価		89
売 上 総 利 益		487
販 売 費 及 び 一 般 管 理 費		324
営 業 利 益		163
営 業 外 収 益		
受 取 利 息	1	
受 取 配 当 金	25	
そ の 他	13	40
営 業 外 費 用		
支 払 利 息	23	
貸 倒 引 当 金 繰 入 額	32	
そ の 他	4	60
経 常 利 益		142
特 別 損 失		
投 資 有 価 証 券 評 価 損	2	
そ の 他	0	3
税 引 前 当 期 純 利 益		139
法 人 税、住 民 税 及 び 事 業 税		68
当 期 純 利 益		71

(注) 記載金額は、百万円未満を切り捨てて表示しております。

連結計算書類に係る会計監査人の監査報告書 謄本

独立監査人の監査報告書

2022年12月20日

株式会社ウイルコホールディングス
取締役会 御中

仰 星 監 査 法 人

北陸事務所

指 定 社 員 公認会計士 塚崎 俊博
業 務 執 行 社 員

指 定 社 員 公認会計士 坂戸 純子
業 務 執 行 社 員

監査意見

当監査法人は、会社法第444条第4項の規定に基づき、株式会社ウイルコホールディングスの2021年11月1日から2022年10月31日までの連結会計年度の連結計算書類、すなわち、連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表について監査を行った。

当監査法人は、上記の連結計算書類が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、株式会社ウイルコホールディングス及び連結子会社からなる企業集団の当該連結計算書類に係る期間の財産及び損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「連結計算書類の監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社及び連結子会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

その他の記載内容

その他の記載内容は、事業報告及びその附属明細書である。経営者の責任は、その他の記載内容を作成し開示することにある。また、監査等委員会の責任は、その他の記載内容の報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

当監査法人の連結計算書類に対する監査意見の対象にはその他の記載内容は含まれておらず、当監査法人はその他の記載内容に対して意見を表明するものではない。

連結計算書類の監査における当監査法人の責任は、その他の記載内容を通読し、通読の過程において、その他の記載内容と連結計算書類又は当監査法人が監査の過程で得た知識との間に重要な相違があるかどうかを検討すること、また、そのような重要な相違以外にその他の記載内容に重要な誤りの兆候があるかどうか注意を払うことにある。

当監査法人は、実施した作業に基づき、その他の記載内容に重要な誤りがあると判断した場合には、その事実を報告することが求められている。

その他の記載内容に関して、当監査法人が報告すべき事項はない。

連結計算書類に対する経営者及び監査等委員会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して連結計算書類を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない連結計算書類を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

連結計算書類を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき連結計算書類を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査等委員会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

連結計算書類の監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての連結計算書類に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から連結計算書類に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、連結計算書類の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・ 不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
 - ・ 連結計算書類の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
 - ・ 経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
 - ・ 経営者が継続企業を前提として連結計算書類を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において連結計算書類の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する連結計算書類の注記事項が適切でない場合は、連結計算書類に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
 - ・ 連結計算書類の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた連結計算書類の表示、構成及び内容、並びに連結計算書類が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。
 - ・ 連結計算書類に対する意見を表明するために、会社及び連結子会社の財務情報に関する十分かつ適切な監査証拠を入手する。監査人は、連結計算書類の監査に関する指示、監督及び実施に関して責任がある。監査人は、単独で監査意見に対して責任を負う。
- 監査人は、監査等委員会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査等委員会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去又は軽減するためにセーフガードを講じている場合はその内容について報告を行う。

利害関係

会社及び連結子会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

会計監査人の監査報告書 謄本

独立監査人の監査報告書

2022年12月20日

株式会社ウイルコホールディングス
取締役会 御中

仰 星 監 査 法 人

北陸事務所

指 定 社 員 公認会計士 塚崎 俊博
業 務 執 行 社 員

指 定 社 員 公認会計士 坂戸 純子
業 務 執 行 社 員

監査意見

当監査法人は、会社法第436条第2項第1号の規定に基づき、株式会社ウイルコホールディングスの2021年11月1日から2022年10月31日までの第44期事業年度の計算書類、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表並びにその附属明細書（以下「計算書類等」という。）について監査を行った。

当監査法人は、上記の計算書類等が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、当該計算書類等に係る期間の財産及び損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「計算書類等の監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

その他の記載内容

その他の記載内容は、事業報告及びその附属明細書である。経営者の責任は、その他の記載内容を作成し開示することにある。また、監査等委員会の責任は、その他の記載内容の報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

当監査法人の計算書類等に対する監査意見の対象にはその他の記載内容は含まれておらず、当監査法人はその他の記載内容に対して意見を表明するものではない。

計算書類等の監査における当監査法人の責任は、その他の記載内容を通読し、通読の過程において、その他の記載内容と計算書類等又は当監査法人が監査の過程で得た知識との間に重要な相違があるかどうか検討すること、また、そのような重要な相違以外にその他の記載内容に重要な誤りの兆候があるかどうか注意を払うことにある。

当監査法人は、実施した作業に基づき、その他の記載内容に重要な誤りがあると判断した場合には、その事実を報告することが求められている。

その他の記載内容に関して、当監査法人が報告すべき事項はない。

計算書類等に対する経営者及び監査等委員会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して計算書類等を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない計算書類等を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

計算書類等を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき計算書類等を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査等委員会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

計算書類等の監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての計算書類等に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から計算書類等に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、計算書類等の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・ 不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- ・ 計算書類等の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- ・ 経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・ 経営者が継続企業を前提として計算書類等を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において計算書類等の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する計算書類等の注記事項が適切でない場合は、計算書類等に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・ 計算書類等の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた計算書類等の表示、構成及び内容、並びに計算書類等が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。

監査人は、監査等委員会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査等委員会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去又は軽減するためにセーフガードを講じている場合はその内容について報告を行う。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

監査等委員会の監査報告書 謄本

監 査 報 告 書

当監査等委員会は、2021年11月1日から2022年10月31日までの第44期事業年度における取締役の職務の執行について監査いたしました。その方法及び結果につき以下のとおり報告いたします。

1. 監査の方法及びその内容

監査等委員会は、会社法第399条の13第1項第1号ロ及びハに掲げる事項に関する取締役会決議の内容並びに当該決議に基づき整備されている体制（内部統制システム）について取締役及び使用人等からその構築及び運用の状況について定期的に報告を受け、必要に応じて説明を求め、意見を表明するとともに、下記の方法で監査を実施しました。

- ① 監査等委員会が定めた監査の方針、職務の分担等に従い、会社の内部監査部門と連携の上、重要な会議に出席し、取締役及び使用人等からその職務の執行に関する事項の報告を受け、必要に応じて説明を求め、重要な決裁書類等を閲覧し、本社及び主要な事業所において業務及び財産の状況を調査いたしました。また、子会社については、子会社の取締役等と意思疎通及び情報の交換を図り、必要に応じて子会社から事業の報告を受けました。
- ② 会計監査人が独立の立場を保持し、かつ、適正な監査を実施しているかを監視及び検証するとともに、会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。また、会計監査人から「職務の遂行が適正に行われることを確保するための体制」（会社計算規則第131条各号に掲げる事項）を「監査に関する品質管理基準」（2005年10月28日企業会計審議会）等に従って整備している旨の通知を受け、必要に応じて説明を求めました。

以上の方法に基づき、当該事業年度に係る事業報告及びその附属明細書、計算書類（貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表）及びその附属明細書並びに連結計算書類（連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表）について検討いたしました。

2. 監査の結果

(1) 事業報告等の監査結果

- ① 事業報告及びその附属明細書は、法令及び定款に従い、会社の状況を正しく示しているものと認めます。
- ② 取締役の職務の執行に関する不正の行為又は法令もしくは定款に違反する重大な事実は認められません。
- ③ 内部統制システムに関する取締役会の決議の内容は相当であると認めます。また、当該内部統制システムに関する事業報告の記載内容及び取締役の職務の遂行についても、指摘すべき事項は認められません。

(2) 計算書類及びその附属明細書の監査結果

会計監査人仰星監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

(3) 連結計算書類の監査結果

会計監査人仰星監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

2022年12月21日

株式会社ウイロコホールディングス 監査等委員会

常勤監査等委員 見山英雄 ㊟

監査等委員 織田健治 ㊟

監査等委員 柳谷内健一 ㊟

(注) 監査等委員織田健治及び監査等委員柳谷内健一は、会社法第2条第15号及び第331条第6項に定める社外取締役であります。

以 上

株主総会参考書類

議案及び参考事項

第1号議案 剰余金の処分の件

当事業年度の期末配当につきまして、当事業年度の業績及び今後の事業環境を考慮し、次のとおりと致したいと存じます。

- ① 配当財産の種類
金銭と致します。
- ② 配当財産の割当てに関する事項及びその総額
当社普通株式1株につき2円 総額 49,196,220円
- ③ 剰余金の配当が効力を生じる日
2023年1月27日

第2号議案 定款一部変更の件

1. 提案の理由

「会社法の一部を改正する法律」(令和元年法律第70号)附則第1条ただし書きに規定する株主総会資料の電子提供制度が2022年9月1日に施行されたことに伴い、株主総会参考書類等の内容である情報について電子提供措置をとる旨および書面交付請求をした株主に交付する書面に記載する事項の範囲を限定することができる旨の規定を設けるものであります。

また、現行の株主総会参考書類等のインターネット開示とみなし提供の規定は不要となるため、これを削除するとともに、これらの変更に伴う経過措置等に関する附則を設けるものであります。

2. 変更の内容

変更の内容は次のとおりであります。

(下線は変更箇所)

現行定款	変更案
<p>(株主総会参考書類等のインターネット開示とみなし提供)</p> <p>第13条 当社は、株主総会の招集に際し、株主総会参考書類、事業報告、計算書類及び連結計算書類に記載または表示をすべき事項に係る情報を、法務省令に定めたとおりに従いインターネットを利用する方法で開示することにより、株主に対して提供したものとみなすことができる。</p>	<p>(削除)</p>
<p>(新設)</p>	<p>(電子提供措置等)</p> <p>第13条 当社は、株主総会の招集に際し、株主総会参考書類等の内容である情報について、電子提供措置をとるものとする。</p> <p>2. 当社は、電子提供措置をとる事項のうち法務省令で定めるものの全部または一部について、議決権の基準日までに書面交付請求した株主に対して交付する書面に記載しないことができる。</p> <p>附則</p> <p>(効力の発生日に関する特則)</p> <p>第2条 2022年9月1日(以下「施行日」という)から6か月以内の日を株主総会の日とする株主総会については、変更前定款第13条(株主総会参考書類等のインターネット開示とみなし提供)はなお効力を有する。</p>
<p>(新設)</p>	<p>2. 本附則は、施行日から6か月を経過した日または前項の株主総会の日から3か月を経過した日のいずれか遅い日後にこれを削除する。</p>

第3号議案 取締役（監査等委員である取締役を除く。）7名選任の件

取締役（監査等委員である取締役を除く。）7名全員は、本総会終結の時をもって任期満了となりますので、取締役（監査等委員である取締役を除く。）7名の選任をお願い致したいと存じます。

取締役（監査等委員である取締役を除く。）候補者は、次のとおりであります。

候補者番号	氏名 (生年月日)	略歴、地位及び担当並びに重要な兼職の状況	所有する 当社株式数
1	わかばやし ゆきこ 若林 裕紀子 (1954年9月22日生)	1974年4月 わかさ屋美術印刷所入社 1979年5月 当社入社 取締役副社長 2008年1月 副社長執行役員 管理本部財務部担当、情報・印刷事業部業務管理部担当 2010年1月 取締役会長（CEO）会長執行役員 2010年11月 代表取締役会長（最高経営責任者）会長執行役員 2012年1月 代表取締役会長兼社長 会長兼社長執行役員 2012年5月 代表取締役会長兼社長 2019年12月 代表取締役会長 (現在に至る) (重要な兼職の状況) (株)ウイル・コーポレーション代表取締役CEO	1,220,000株 (658,958株)
<p>取締役候補者とした理由</p> <p>若林裕紀子氏は、当社設立より取締役に務め、2010年11月に代表取締役会長就任以来、当社グループの経営基盤強化及び経営適正化の舵取りを担い、企業価値の向上に努めてまいりました。引き続き、同氏が当社グループ全体のコーポレートガバナンスの強化と中長期的な企業価値の向上を図るうえで、適任であるとの判断のもと、取締役候補者としたものであります。</p>			

候補者 番号	氏 名 (生年月日)	略歴、地位及び担当並びに重要な兼職の状況	所 有 する 当 社 株 式 数
2	わか ばやし けいたろう 若 林 圭太郎 (1976年4月26日生)	2002年4月 (株)オープンマジック入社 2003年11月 当社入社 2011年1月 執行役員 ダイレクト・マーケティング事業部商品開発部長 2012年1月 取締役 執行役員 管理本部副本部長 兼ダイレクト・マーケティング事業部 商品開発部長 (2012年4月辞任) 2012年5月 (株)ナチュラルガーデン執行役員 2012年6月 同社取締役(2014年10月辞任) 2014年1月 当社取締役 2018年1月 代表取締役ＣＯＯ 2019年12月 代表取締役社長(現在に至る) (重要な兼職の状況) (株)ウイル・コーポレーション代表取締役社長ＣＯＯ 鈴木出版(株)取締役	32,840株 (152,122株)
取締役候補者とした理由 若林圭太郎氏は、2019年12月より代表取締役社長として、当社グループの質的向上及び効率化にリーダーシップを発揮してまいりました。引き続き、同氏が当社グループの中核を担う取締役として適任であるとの判断のもと、取締役候補者としたものであります。			

候補者 番号	氏 名 (生年月日)	略歴、地位及び担当並びに重要な兼職の状況	所 有 する 当 社 株 式 数
3	<p style="text-align: center;">おお つき たけし 大 槻 健 (1948年 1 月 1 日生)</p>	<p>1970年 4 月 三菱石油㈱ (現ENEOS㈱) 入社 1997年 9 月 当社入社 管理統括本部長 1998年11月 取締役 管理統括本部長 1999年11月 常務取締役 管理統括本部長 2008年 1 月 取締役 専務執行役員 情報システム 部長 2008年12月 取締役 専務執行役員 経営企画本部 部長 2009年 6 月 専務執行役員 社長室長兼管理本部副 本部長 2009年 9 月 常務執行役員 社長特命事項担当、法 務部担当 2011年 1 月 取締役 常務執行役員 会長特命事項 担当、管理本部副本部長 2012年 1 月 取締役 常務執行役員 会長特命事項 担当、管理本部長 2012年 5 月 取締役 2013年 1 月 常務取締役 2014年 1 月 取締役(現在に至る) (重要な兼職の状況) ㈱ウイル・コーポレーション専務取締役 鈴木出版㈱監査役</p>	<p style="text-align: center;">132,000株 (81,529株)</p>
<p>取締役候補者とした理由 大槻健氏は、当社の管理部門を統括し、経営方針、事業計画及び経営戦略の策定並びに企業再編に関する業務を推進してまいりました。引き続き、同氏が当社グループの経営の中核を担う取締役として適任であるとの判断のもと、取締役候補者としたものであります。</p>			

候補者 番号	氏 名 (生年月日)	略歴、地位及び担当並びに重要な兼職の状況	所 有 する 当 社 株 式 数
4	にし むら やす ひこ 西 村 保 彦 (1951年8月28日生)	1977年5月 東京総合信用(株) (現(株)セディナ) 入社 2004年6月 同社取締役 エリア統括部長 2006年4月 当社入社 ダイレクト・マーケティング 事業部副事業部長 2007年1月 取締役 ダイレクト・マーケティング 事業部副事業部長 2008年1月 執行役員 ダイレクト・マーケティング 事業部副事業部長 2010年11月 執行役員 情報・印刷事業部長兼ダイ レクト・マーケティング事業部副事業 部長 2011年1月 取締役 常務執行役員 情報・印刷事 業部長兼ダイレクト・マーケティング 事業部副事業部長 2011年6月 取締役 常務執行役員 情報・印刷事 業部長兼製造本部長兼ダイレクト・マ ーケティング事業部副事業部長 2012年5月 取締役 2013年1月 常務取締役 2014年1月 取締役(現在に至る) (重要な兼職の状況) (株)ウイル・コーポレーション専務取締役 鈴木出版(株)代表取締役社長	一株 (107,185株)
取締役候補者とした理由 西村保彦氏は、知育事業を統括してまいりましたが、情報・印刷事業の業績回復の中核を担 う取締役として適任であるとの判断のもと、取締役候補者としたものであります。			

候補者 番号	氏 名 (生年月日)	略歴、地位及び担当並びに重要な兼職の状況	所 有 する 当 社 株 式 数
5	わか ばやし かず よし 若 林 和 芳 (1951年8月11日生)	1974年4月 わかさ屋美術印刷所を創業 1979年5月 わかさ屋美術印刷㈱を設立(現㈱ウイ ルコホールディングス) 代表取締役 2006年8月 代表取締役社長 情報・印刷事業部長 兼ダイレクト・マーケティング事業部 長 2007年2月 代表取締役社長 ダイレクト・マーケ ティング事業部長 2008年1月 代表取締役社長兼社長執行役員 ダイ レクト・マーケティング事業部長 2009年1月 代表取締役会長 会長執行役員(2009 年4月辞任) 2019年1月 当社取締役(現在に至る) (重要な兼職の状況) ㈱ウイル・コーポレーション取締役会長 鈴木出版㈱取締役	300,160株 (67,884株)
取締役候補者とした理由 若林和芳氏は、当社の創立者であり、長きにわたりその礎を築いてまいりました。当社グル ープの更なる業績向上のためには、同氏の力が不可欠であるとの判断のもと、取締役候補者 としたものであります。			
6	かな い ゆき お 金 井 行 雄 (1948年10月30日生)	1971年4月 ㈱北国銀行入社 1998年6月 同社取締役 2004年6月 同社常務取締役 2006年6月 同社代表取締役専務(2010年6月退 任) 2010年6月 北国総合リース㈱代表取締役社長 (2014年6月退任) 2015年1月 当社取締役(現在に至る)	一株 (一株)
社外取締役候補者とした理由及び期待される役割 金井行雄氏は、金融機関等の代表取締役を務められ企業経営者としての豊富な経験と知見に 基づき、当社グループの経営全般に助言してまいりました。引き続き、同氏が当社グルー プの経営全般の向上に貢献頂けるとの判断のもと、社外取締役候補者としたものであります。			

候補者 番号	氏 名 (生年月日)	略歴、地位及び担当並びに重要な兼職の状況	所 有 す る 当 社 株 式 数
7	<p style="text-align: center;">の ま よ り こ 野 間 自 子 (1959年5月27日生)</p>	<p>1986年4月 弁護士登録 1986年4月 早川総合法律事務所入所（現東京平河法律事務所・コスモ法律事務所） 1992年11月 さくら共同法律事務所入所 1995年1月 大島総合法律事務所入所 1999年2月 三宅坂総合法律事務所パートナー 2002年6月 日本オラクル株式会社監査役 2008年6月 同社監査役退任 2017年4月 日本知的財産仲裁センター長 2018年3月 同センター長退任 2021年6月 株式会社伊予銀行 取締役・監査等委員（社外取締役） 2021年6月 株式会社エイジス 社外監査役 2021年9月 アクシスコンサルティング株式会社 取締役・監査等委員（社外取締役） 2022年1月 当社取締役（現在に至る） (重要な兼職の状況) 三宅坂総合法律事務所 パートナー ㈱伊予銀行取締役・監査等委員（社外取締役） ㈱エイジス社外取締役 アクシスコンサルティング㈱取締役・監査等委員（社外取締役）</p>	<p style="text-align: center;">一 株 (535株)</p>
<p>社外取締役候補者とした理由及び期待される役割 野間自子氏は、永年当社グループの顧問弁護士として、法務全般、コンプライアンス等の案件に携わるとともに、当社グループの業務全般にわたり深く知見を有することから、当社グループの取締役候補者として適任と判断し、社外取締役候補者としたものであります。</p>			

- (注) 1. 各候補者と当社との間には特別の利害関係はありません。
2. 取締役候補者金井行雄氏、野間自子氏は社外取締役候補者であります。
3. 候補者金井行雄氏は現在当社の社外取締役であり、その在任期間は本総会終結の時をもって8年であります。候補者野間自子氏は現在当社の社外取締役であり、その在任期間は本総会終結の時をもって1年であります。
4. 上記「所有する当社株式数」の欄の（ ）内の数字は、2022年10月31日現在の役員持株会での持分であり、外数となっております。
5. 当社は、会社法第430条の3第1項に規定する役員等賠償責任保険契約を保険会社との間で締結しており、これにより、当社およびすべての当社子会社におけるすべての取締役、監査役が業務に起因して損害賠償責任を負った場合における損害（ただし、保険契約上で定められた免責事由に該当するものを除く。）等を填補することとしております。なお、当該保険の保険料は、全額を当社が負担しております。各取締役候補者の選任が承認された場合には、いずれの取締役も当該保険の被保険者に含まれることとなります。また、次回更新時には同内容での更新を予定しております。
6. 当社は、社外取締役及び監査等委員である社外取締役全員との間で、会社法第423条第1項の損害賠償責任について、その職務を行うにつき善意でかつ重大な過失がないときは、会社法第425条第1項に定める最低限度額を限度として、損害賠償責任を負うものとする契約を締結しております。取締役候補者金井行雄氏、野間自子氏の選任が承認された場合は、当該契約を継続する予定であります。

第4号議案 監査等委員である取締役3名選任の件

監査等委員である取締役3名全員は、本総会終結の時をもって任期満了となりますので、監査等委員である取締役3名の選任をお願い致したいと存じます。

なお、本議案につきましては、監査等委員会の同意を得ております。

監査等委員である取締役候補者は、次のとおりであります。

候補者番号	氏名 (生年月日)	略歴、地位及び担当並びに重要な兼職の状況	所有する 当社株式数
1	み やま ひで お 見 山 英 雄 (1954年11月8日生)	1979年5月 皇税理士事務所入所 1988年10月 ㈱KBC入社 コンサルティング部長 2002年1月 当社入社 財務部経理課長 2009年8月 財務部長 2016年1月 常勤監査役 2017年1月 取締役(常勤監査等委員) (現在に至る) (重要な兼職の状況) ㈱ウイル・コーポレーション 監査役	6,000株 (5,101株)
監査等委員である取締役候補者とした理由 見山英雄氏は、当社の財務部長を務め、2016年1月より当社監査役に就任し常勤監査役、2017年1月より監査等委員を務めてまいりました。この実績を踏まえ、引き続き、当社の監査等委員として、経営の監査強化を図ることができると判断のもと監査等委員である取締役候補者としたものであります。			
2	お だ けん じ 織 田 健 治 (1943年6月12日生)	1967年4月 ㈱北陸銀行入社 1994年6月 同社石川地区代表店上席推進役 1996年5月 亜細亜証券印刷㈱(現㈱プロネクサス)入社 北陸営業所長 2008年10月 ㈱相互移動通信入社 取締役内部監査室長 2009年7月 ㈱相互移動通信常務取締役 2011年6月 同社専務取締役(2012年6月辞任) 2013年1月 当社非常勤監査役 2017年1月 当社取締役(監査等委員) (現在に至る)	一株 (一株)
監査等委員である社外取締役候補者とした理由及び期待される役割 織田健治氏は、金融機関、証券印刷会社での勤務経験、通信関連会社における経営者としての豊富な知識と経験をもち、2013年1月より当社監査役、2017年1月より監査等委員として中立的、客観的な立場から取締役の職務執行を監査してまいりました。この実績を踏まえ、引き続き、当社の監査等委員として、経営の監督強化を図ることができるとの判断のもと、監査等委員である社外取締役候補者としたものであります。			

候補者番号	氏名 (生年月日)	略歴、地位及び担当並びに重要な兼職の状況	所有する当社株式数
3	やなぎ やち けん いち 柳谷内 健一 (1951年7月19日生)	1970年4月 金沢国税局入局 2011年6月 金沢税務署長 2012年8月 柳谷内健一税理士事務所開所 2018年4月 ㈱ビーイングホールディングス社外監査役 2019年10月 当社取締役(監査等委員) (現在に至る) (重要な兼職の状況) 柳谷内健一税理士事務所 ㈱ビーイングホールディングス社外監査役	一株 (1,216株)
監査等委員である社外取締役候補者とした理由及び期待される役割 柳谷内健一氏は、税務の専門家であり、2019年10月より当社監査等委員として中立的、客観的な立場から取締役の職務執行を監査してまいりました。この実績を踏まえ、引き続き、当社の監査等委員として、経営の監督強化を図ることができるとの判断のもと、監査等委員である社外取締役候補者としたものであります。			

- (注) 1. 各候補者と当社との間には特別の利害関係はありません。
2. 取締役候補者織田健治及び柳谷内健一の両氏は、社外取締役候補者であります。
3. 候補者織田健治氏、柳谷内健一氏とも、株式会社東京証券取引所の定めに基づく独立役員であります。
4. 候補者織田健治氏は、現在当社の監査等委員である社外取締役であり、その在任期間は本総会終結の時をもって6年であります。また同氏は当社の社外取締役就任前に当社の社外監査役でありました。
5. 候補者柳谷内健一氏は、現在当社の監査等委員である社外取締役であり、その在任期間は本総会終結の時をもって3年3ヶ月であります。
6. 上記「所有する当社株式数」の欄の()内の数字は、2022年10月31日現在の役員持株会での持分であり、外数となっております。
7. 当社は、会社法第430条の3第1項に規定する役員等賠償責任保険契約を保険会社との間で締結しており、これにより、当社およびすべての当社子会社におけるすべての取締役、監査役が業務に起因して損害賠償責任を負った場合における損害(ただし、保険契約上で定められた免責事由に該当するものを除く。)等を填補することとしております。なお、当該保険の保険料は、全額を当社が負担しております。各取締役候補者の選任が承認された場合には、いずれの取締役も当該保険の被保険者に含まれることとなります。また、次回更新時には同内容での更新を予定しております。
8. 当社は、社外取締役及び監査等委員である社外取締役全員との間で、会社法第423条第1項の損害賠償責任について、その職務を行うにつき善意でかつ重大な過失がないときは、会社法第425条第1項に定める最低限度額を限度として、損害賠償責任を負うものとする契約を締結しております。候補者織田健治氏、柳谷内健一氏の選任が承認された場合は、当該契約を継続する予定であります。

第5号議案 補欠の監査等委員である取締役1名選任の件

監査等委員である取締役が法令に定める員数を欠くことになる場合に備え、予め補欠の監査等委員である取締役1名の選任をお願い致したいと存じます。

なお、本議案につきましては、監査等委員会の同意を得ております。

補欠の監査等委員である取締役候補者は、次のとおりであります。

氏名 (生年月日)	略歴、地位及び担当並びに重要な兼職の状況	所有する 当社株式数
なか た しゅん すけ 中 田 俊 介 (1955年9月26日生)	1974年4月 金沢国税局入局 2015年7月 調査査察部調査第3部門統括国税調査官 2017年9月 公益社団法人小松法人会事務局長 (現在に至る)	一株
補欠の監査等委員である社外取締役候補者とした理由 中田俊介氏は、過去に直接会社経営に関与した経験はありませんが、税務の専門家として豊富な経験と専門知識を有しており、中立的、客観的な立場で、当社の監査等委員として、経営の監督強化を図ることができるとの判断のもと、補欠の監査等委員である社外取締役候補者としたものであります。		

- (注) 1. 候補者と当社との間には特別の利害関係はありません。
 2. 候補者中田俊介氏は、補欠の監査等委員である取締役候補者であります。
 3. 候補者中田俊介氏は、株式会社東京証券取引所の定めに基づく独立役員の要件を満たしており、同氏が監査等委員である取締役に就任された場合、当社は同氏を独立役員として同取引所に届け出る予定であります。
 4. 当社は、会社法第430条の3第1項に規定する役員等賠償責任保険契約を保険会社との間で締結しており、これにより、当社およびすべての当社子会社におけるすべての取締役、監査役が業務に起因して損害賠償責任を負った場合における損害（ただし、保険契約上で定められた免責事由に該当するものを除く。）等を填補することとしております。なお、当該保険の保険料は、全額を当社が負担しております。同氏の選任が承認され、かつ同氏が監査等委員である取締役に就任した場合には、当該保険の被保険者に含まれることとなります。
 5. 当社は、社外取締役及び監査等委員である社外取締役全員との間で、会社法第423条第1項の損害賠償責任について、その職務を行うにつき善意でかつ重大な過失がないときは、会社法第425条第1項に定める最低限度額を限度として、損害賠償責任を負うものとする契約を締結しております。同氏の選任が承認され、かつ同氏が監査等委員である取締役に就任した場合には、当該契約を締結する予定であります。

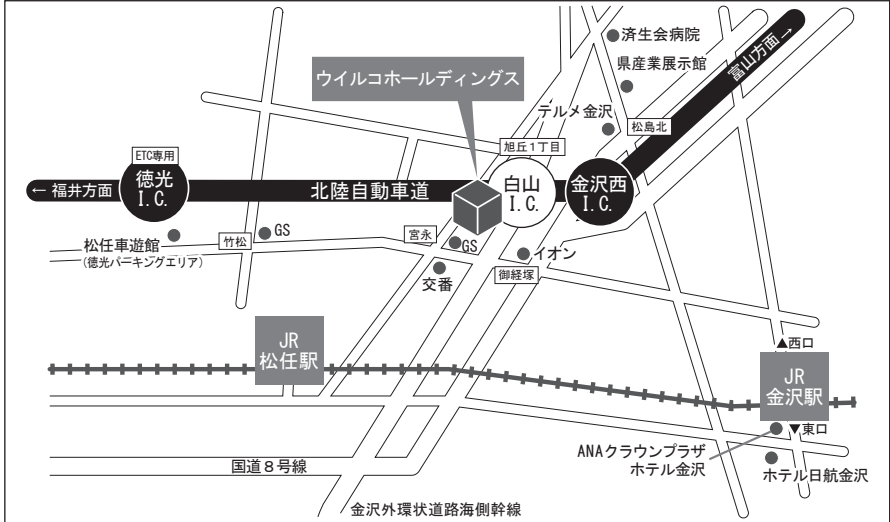
以 上

株主総会会場ご案内図

会 場：石川県白山市宮永新町400番地

株式会社ウイルコホールディングス 研修センター 3階

電 話 番 号：076-277-4160



交通

J R ご利用の場合

- 松任駅よりタクシーで約10分
- 金沢駅よりタクシーで約30分

自動車ご利用の場合

- 白山インターから約2分